



5年に1度の大規模調査！

令和2年国勢調査

を実施します



「センサスくん(写真左)」と「あみっぺ(写真右)」

調査スケジュール

9月中旬～

調査書類配布

9月14日(月)～
10月7日(水)

インターネットでの回答期間

10月1日(木)～
10月7日(水)

紙の調査票での回答期間

主な内容

令和2年国勢調査を実施します……	2
市民活動を支援します！ 市民活動支援補助金…	4
秋の交通事故防止……	5
町動物愛護協議会からのお知らせ…	6
9月は健康増進普及月間です……	13

「令和2年国勢調査」にご回答をお願いします

上記日程で国勢調査が行われます。

今回の調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため調査書類の配布や受け取りをできる限り非接触の方法で行います。

町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※調査の詳細は2・3ページをご覧ください



令和2年国勢調査を実施します



▲総務省統計局イメージキャラクター

『センサスくん(左)』と『みらいちゃん(右)』

国勢調査とは？

国勢調査とは5年に1度実施される、国の最も重要な統計調査です。

令和2年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人が対象となります。

調査結果は町の常住人口や社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

調査の流れ

『国勢調査のお願い』の配布(9月中旬～)

- ▼調査員がインターフォン越しに世帯主の氏名、男女別の世帯員の人数、回答方法を確認します
※インターフォンがない場合は一定の距離を保ちます

- ▼調査票などが封入された『国勢調査のお願い』(青い封筒)を郵便受けに入れます



調査員は下記のものを身につけています



調査員が着用している腕章(見本)



調査員が持ち歩く手さげ袋(見本)



調査員が身につけている調査員証(見本)

回答方法・期間

インターネットでの回答期間

9/14_月～10/7_水

24時間いつでもスマートフォンやタブレット、パソコンから回答できます。

平成27年国勢調査では全国で約20,000世帯がインターネットで回答しました。

調査票での回答期間

10/1_木～10/7_水

『国勢調査のお願い』に同封されている返信用封筒で郵送、もしくは調査員に直接提出してください。インターネットで回答した人は、紙の調査票の提出は不要です。

回答はできる限りインターネットでお願いします(郵送も可能です)

新型コロナウイルス感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため調査書類の配布や受け取りをできる限り非接触の方法で行います。町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 調査員は訪問前に検温し、マスク着用で訪問します
- 調査についての説明や世帯主の確認などは、インターフォン越し、もしくは一定の距離を保って行います
- 調査員との接触を避けるため、できる限りインターネットもしくは郵送での回答にご協力ください

回答は便利なインターネットで！

(スマートフォン・タブレット・パソコンで回答できます)

1

アクセスする

ご自宅に調査書類が届いたら、
回答サイトにアクセスします。

\ 回答サイトへアクセス!! /

国勢調査オンライン

<https://www.e-kokusei.go.jp/>



2

ログインする

調査書類のなかの『インターネット回答利用ガイド』に記載されている「ログインID」「アクセスキー」でログインします。

ログインID (Login ID)

_____ (8ケタ)

アクセスキー (Access Key)

_____ (4ケタ)

3

回答する

画面案内に従って、国勢調査に回答します。
最後に、修正をするときに必要になるパスワードを設定し、送信します。



インターネット回答ブースを設置します！

ご自宅にインターネット環境がない人でもご利用いただける回答ブースを設置します。
お気軽にご利用ください。

▼設置期間: 9月14日～10月7日(平日のみ)

▼受付時間: 午前8時30分～午後5時15分

▼設置場所: 町役場3階306会議室

※ご利用の際は、調査員から配布される『インターネット回答利用ガイド』を持参してください



? 国勢調査のよくある質問 ?

Q 国勢調査は必ず回答しなければならないのですか？

A 国勢調査は各種行政施策や数多くの企業・団体に幅広く活用される国で最も重要な調査です。正確な回答をいただけない場合、統計が不正確となってしまう、国勢調査の結果を利用しているさまざまな施策や計画が誤った方向に向かってしまう恐れがあります。このため、法律で回答の義務が定められています。調査へのご協力をお願いします。

Q 住民票の登録データがあるのに国勢調査を行うのはなぜですか？

A 一人暮らしの学生や単身赴任をしている社会人など、住民票の登録と住んでいる場所が一致していない人がいらっしゃることから、普段住んでいる場所で調査する国勢調査が必要です。また、国勢調査では仕事の状況など住民票では把握できないデータを得ることができます。

国勢調査をよそおった詐欺にご注意ください！

- 調査員は身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています
- 国勢調査では金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカードの番号などをお聞きすることはありません
- 国勢調査を装った不審な訪問者や電話などにご注意ください。不審に思った際には、回答はせずに、速やかに町総務課(右のお問い合わせ先)にお知らせください

くわしくは
ウェブサイトで

国勢調査2020

検索

<https://www.kokusei2020.go.jp/>

お問い合わせ先

○調査票の書き方やインターネットでの回答方法について

国勢調査コールセンター(ナビダイヤル)

☎ 0570-07-2020

※国勢調査実施期間(9月14日～10月31日)の受付時間

▼午前8時～午後9時

※土・日・祝日もご利用できます

○調査票の不足などについて

町役場総務部総務課統計係 ☎ 888-1111(内721)

※国勢調査実施期間(9月14日～10月31日)の受付時間

▼平日: 午前8時30分～午後7時

▼土・日・祝日: 午前8時30分～午後5時15分



総務省統計局・都道府県・市区町村

Ministry of Internal Affairs and Communications, Government of Japan

市民活動を支援します！

～市民活動支援補助金～



町民活動課 ☎ 888-1111 (272)

町では、地域の活性化や地域課題の解決を図るために町民の皆さんが自発的に取り組む公益的な社会貢献活動を「市民活動支援補助金」によって支援しています。

今年度は、以下の6事業が補助事業として認められました。認められた事業は、順次活動を開始しています。1年間の活動が終了したのち「事業成果報告会」を開催し、補助事業の成果を発表していただく予定です。

補助金の審査では、申請団体がプレゼンテーションを行います ▶



令和2年度『市民活動支援補助金』補助決定事業

事業名	団体名	事業概要
「よさこいソーラン」による地域活性化事業	てんしょうによにん 天翔如人	よさこいソーランの阿見町オリジナル曲を制作したり、様々な場での発表を通じ、地域活性化や町のPRを行う
障害児・者等に対する音楽療法	音楽療法ドレミの会	障害児・者等に対し、音楽療法を通じて心と身体の健康増進と交流の場をつくる
掛馬地区 伝統芸能事業	阿見町掛馬芸能保存会	幅広い年齢層で行う掛馬地区の伝統芸能を町内の様々な場で披露することで、世代間交流と地域活性化を行う
阿見町で地域の交流を育むカフェをつくる	NPO 法人ハチドリ	障害者就労継続支援B型事業所の利用者によりカフェを運営することで、障害者と地域住民との交流を生み、コミュニティづくりを行う
阿見町事業主等に対する手作りマスクの配布事業	認定NPO法人 青少年の自立を支える会シオン	コロナウイルスに関連した自粛のための休業等で不安を抱える飲食店の事業主等に対し、他団体と協力した手作りマスクの配布と弁当注文により支援を行う
障害児・者等の通所施設	NPO 法人いんどり	障害児・者等の通所施設において、製品作成から販売までできる環境を整え、“手しごと”を行う場を提供する事業を行う

※本補助金に関する詳細は、町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp/0000005849.html>) をご覧ください

町民活動センターでは市民活動団体の活動支援、情報提供・交流・相談等を行っています

▼所在: 阿見町阿見 2958 マイアミ・ショッピングセンター 3階 ▼電話・FAX: 888-2051

▼開所時間: 午前10時～午後9時 ※毎週月曜日および年末年始は休館

▼ホームページ: <https://ami-cac.org/> ※右記の二次元コードからアクセスできます→



秋の交通事故防止

生活環境課 ☎888-1111 (253)

9月は、交通事故防止の強化月間であり、「秋の全国交通安全運動期間」、「高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日」、「交通事故死ゼロを目指す日」が定められています。交通事故防止は交通ルールの遵守・正しい交通マナーの徹底からです。皆さん一人ひとりが交通安全を徹底し、安全安心なまちづくりを実現しましょう。

秋の運動重点

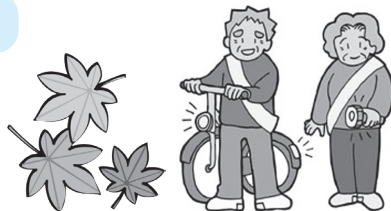
- 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- 全ての座席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
 - ▼飲酒運転は重大事故に直結する重大な犯罪であり、地域・家庭・職場等で「飲酒運転は絶対に許さない」環境づくりに努めましょう
 - ▼「二日酔い」も飲酒運転となるので、翌日運転の予定のあるときは、飲酒量・飲酒時間に気を付けましょう

9月は交通事故防止、特に高齢者の交通事故防止を強く推進する月間となっています！

9月21日 高齢者の交通事故防止にむけた県内一斉強調日

9月21日～30日 秋の全国交通安全運動期間

9月30日 交通事故死ゼロを目指す日



交通安全教室の推進

町では、交通事故のない町を目指し、交通事故防止と町民生活の安全を確保するため、警察署、安全協会、交通安全母の会など関係機関と協力し、町交通安全教化員を派遣し、交通安全教室を推進しています。

また、交通安全教室に限らず、地域の防犯活動にも積極的に協力していきます。ぜひとも交通安全教室をご利用・ご活用いただき、地域の安全・安心なまちづくりを推進していきましょう。

■主な交通安全教室対象者等

▼保育所 ▼幼稚園 ▼子供会 ▼小学校 ▼中学校 ▼高等学校 ▼行政区 ▼シルバークラブ等



■主な交通安全教室の内容

- ①模擬信号を使った交差点等での実技指導 ②交通安全関連 DVD 視聴 ③その他交通安全に関する講話等
※交通安全教室の具体的な内容については、役場生活環境課へお問い合わせください

自転車損害賠償責任保険への加入の促進

「茨城県交通安全条例」が改正され、自転車を利用する場合は、自転車保険への加入に努めなければならないこととなっています。自転車利用者が加害者となる重大事故で、高額な賠償金を請求されるケースが増えています。被害者・加害者への救済措置となる自転車保険に加入しましょう。

町動物愛護協議会からのお知らせ

町動物愛護協議会（事務局：生活環境課）は、人と動物の共生できるまちづくりを目指し、動物愛護の啓発活動や町で保護された犬や猫の譲渡会などの活動に取り組んでいる団体です。

生活環境課 ☎888-1111 (252)

町動物愛護協議会から皆さまへのお願い

■飼主のいない猫に餌やりをしている人へ

町では、飼主のいない猫の餌やりについてご近所トラブルなどの問題が増えており大きな課題となっています。餌を与えるだけの無責任な行為は、結果的に猫の数を増やし、ふん尿による被害や家財を損壊するなど、近隣に対して迷惑となります。

地域内で飼主のいない猫の繁殖を防ぐためにも猫を飼うときは屋内で飼養するとともに、不妊去勢手術をするなど、責任ある飼育に努めましょう。

犬と猫については、町の不妊去勢手術費用補助金制度があります。詳しくは、生活環境課（役場2階）にお問い合わせください。



■預かりボランティア募集

協議会では、迷い犬や幼猫を一時保護することがあります。その犬や幼猫を預かっていただけるボランティアを募集しています。犬猫が好きで、ご自宅で一時的に預かることができる人は、町動物愛護協議会事務局（生活環境課内）までご連絡下さい。

■募金活動・物品寄付受付のお知らせ

協議会では、迷い犬や幼猫などの小さな命を救うために募金活動を行っています。集められたお金は、犬や猫の餌、トイレなどの経費や医療費などに充てられます。募金箱は生活環境課（役場2階）窓口に設置してありますので、皆さまの温かいご協力をお願いします。

9月1日は「霞ヶ浦の日」です

県では、霞ヶ浦の水質汚濁の進行を防ぐために制定された「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」（現在は「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」）の施行（昭和57年9月）1周年を記念するとともに、県民の水質浄化意識を高めるため、条例の施行日である9月1日を「霞ヶ浦の日」と決めました。

霞ヶ浦の汚れの原因のひとつは、炊事・洗濯・入浴など家庭からの生活排水です。水質を保全するためにも、日々の生活排水対策に取り組んでいただけるようお願いします。



▲湖水浴客で賑わう掛馬水泳場（昭和40年代）

私たちにできる霞ヶ浦浄化対策 10ヶ条（概略）

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 台所では、目の細かいストレーナー・三角コーナー・水切りネットの設置等で細かいごみを取り除きましょう ② 天ぷらなどの廃油は、リサイクルの一環として回収を推進し、困難な場合には使い切るか固めたりしてごみとして出しましょう ③ 食器は、適量の洗剤で洗い、アクリルたわしを利用しましょう ④ 台所の調理くずは、コンポストなどで堆肥にしましょう | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ お風呂の残り湯は、有効に使いましょう ⑥ 水路や側溝などを定期的に清掃しましょう ⑦ 川・湖・側溝にごみを捨てないようにしましょう ⑧ 庭木・草花・菜園などへの肥料や農薬は使い過ぎないようにしましょう ⑨ 下水道への接続や高度処理型浄化槽を設置しましょう ⑩ 浄化槽は、定期的に点検・清掃・検査をしましょう |
|---|--|

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。

外に出れば、まだまだ汗ばむ季節ではありますが、朝夕の空の色や肌を触れる心地良い風に、秋の気配を感じます。

今月は「親子で楽しむからだ遊び」をご紹介します。

当コーナーは、町保育所・町児童館からお届けします。



『おおきなかぶ ふれあいあそび』

「おおきなかぶ」のおはなしのように、お子さんはかぶ、おうちの人はおばあさんなどの登場人物になったつもりで遊びます。最初は、仰向けになったお子さんの足元にうちの人が座り、「大きなかぶがありました」と話しながら優しく体をさすります。

次に「うんとこしょ、どっこいしょ」の言葉に合わせてお子さんの両足首を持ち、優しく伸ばしたり曲げたりします。そして最後は「やっとかぶが抜けました！いただきます」と言って食べる真似をしながら体をくすぐってみましょう。くすぐる時には「もぐもぐ」などの言葉をかけてあげるといいですね。



『まほうのじしゃく』

言葉に合わせて、おうちの人とお子さんが磁石のようにくっついて遊びます。まず、二人で向かい合って「おててとおててが くっついた パチンッ！」のかけ声に合わせて手と手を合わせます。次に「おしりとおしりがくっついたペタッ！」と言います。ペタッ！の部分でおしりとおしりをぴったりとつけます。そのほか、ほっぺたとほっぺた、お腹とお腹など、体のいろいろな場所をくっつけて遊びましょう。

最初はおうちの人とのふれあいを楽しみ、遊び方がわかってきたら、お腹と床、おしりと椅子、などの身の回りの物と体をくっつけてみるのもいいですね。おうちの人もお子さんと一緒に動きを楽しんでみましょう。



『カラダあっちむいてほい』

「あっちむいてほい」を全身で表現する遊びです。最初に、おうちの人とお子さんが向かい合ってじゃんけんをします。次に、勝ったほうが「あっちむいて、ほい！」のかけ声で、手を大きく使って上下左右のどちらかに指をさします。負けたほうは、指をさされた方向と同じにならないように、上（ジャンプ）、下（しゃがむ）、左（体を左に向ける）、右（右に体を向ける）のどれかのポーズをとります。もし同じになってしまったら、もう一度最初からやってみましょう。初めはゆっくりと行い、慣れてきたらスピードアップして遊んでみるのも楽しいですね。



各保育所・保育園についての問い合わせ：子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

9月『茨城県認知症を知る月間』です

地域で支える『認知症』

高齢福祉課 ☎888-1111(743)

県では、県民誰もが認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを目指すため、毎年9月を「茨城県認知症を知る月間」として定めています。この機会に、認知症についての理解を深めてみてはいかがでしょうか。

認知症とは？

認知症は、さまざまな原因で脳の働きが悪くなり、記憶力や判断力などが低下し、日常生活にまで支障が出る状態で、通常の老化による衰えとは異なります。

■ 認知症の種類

認知症は、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症などのさまざまな原因により発症し、複数の原因が合併して起こる場合もあります。また、65歳未満で発症する「若年性認知症」もあります。

■ 軽度認知障害（MCI）

軽度認知障害は「認知症の一步手前」と言われる状態で、認知症ほどではないけれど、正常な「もの忘れ」よりも記憶などの能力が低下している状態です。この段階で適切に対処すれば、認知症の進行を遅らせるなどの効果が期待されています。

■ 認知症の症状

もの忘れ以外にもさまざまな症状があります。脳の細胞が壊れることによって直接起こる「中核症状」のほかに、本人の性格・環境・人間関係などの要因により精神状態や行動に支障が起きる「行動・心理症状」があります。行動・心理症状には個人差があり、周囲の人の接し方によって改善することもあります。

認知症が疑われるサイン

- ☐ 直前にしたことや話したことを忘れてしまうようになった
- ☐ 同じことを何度も言ったり、聞いたりするようになった
- ☐ 置き忘れやしまい忘れが目立つようになった
- ☐ 蛇口の閉め忘れやガスの消し忘れが目立つようになった
- ☐ 以前はあった興味や関心がなくなった
- ☐ 時間や場所の感覚が不確かになったり、慣れた道で迷ったりするようになった
- ☐ 知っているはずの人や物の名前が出てこなくなった
- ☐ 身だしなみに気を使わなくなった
- ☐ 以前に比べ、ささいなことで怒りっぽくなった
- ☐ 財布やお金や物などを「盗まれた」と言うようになった

■ 認知症の人への対応

認知症の人は何もわからないのではなく、変化していく自分自身に不安な思いを抱いています。周囲の人は、次のような心構えが必要です。

● 認知症の人への対応の心得・3つの「ない」

- ① 驚かせない
- ② 急がせない
- ③ 自尊心を傷つけない

認知症ケアパス『認知症あんしんガイド』

認知症のことを知っていただき、認知症への不安を少しでも軽減できるよう、認知症の進行状況により変化していく状態に応じてどのような医療や介護などの支援を受けられるかまとめたものが『認知症あんしんガイド』です。

認知症の症状は、個人によっても異なりますが、今後、予想される症状や状態の変化の目安などを知り、対応していくことは、とても大切です。

多くの人が認知症について理解し、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らすことができるようご活用ください。

『認知症あんしんガイド』は、町高齢福祉課や町地域包括支援センターにて配布しております。

認知症は、早期に気づき、治療に繋げることが大切です。困りごとや悩みごとは、ご本人やご家族だけで抱え込まず、町地域包括支援センター（下記連絡先）などにご相談ください。

▼町:認知症ケアパス『認知症あんしんガイド』掲載ページ
(<http://www.town.ami.lg.jp/0000006181.html>)

認知症についての連絡・相談先

町地域包括支援センターには、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を行う「認知症初期集中支援チーム」があります。

■認知症初期集中支援チーム（専門家チームがお手伝いします）

認知症の専門知識を持つ職員で構成され、認知症または、その疑いがある人及び家族を訪問し、困りごとをうかがい、一緒に解決策を考える活動をしています。

「気になる症状がある」「生活上の困りごとがある」「認知症についてもっと知りたい」など、認知症について気になることがあれば、下記、町地域包括支援センターまでお気軽にご相談ください。

■認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」の養成講座を行っています。講座は、地域や職場・学校などに講師が出向いて開くことができます。詳しくは、下記、町地域包括支援センターまでご連絡ください。

▼連絡・相談先:町地域包括支援センター☎ 887-8124
(平日:午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※祝日を除く)

徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊の見られる在宅の高齢者を介護している家族に、GPS 発信機の貸与や QR コードシートの配布を行い、徘徊・そのほかの緊急時に迅速に対応できるよう支援するものです。

GPS 発信機を紛失・破損した場合の費用や QR コードシートの追加購入費用は個人負担となります。

▼問合せ先:町高齢福祉課高齢福祉係☎ 888-1111
(平日:午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※祝日を除く)

認知症をもっと知るために

下記のホームページにも認知症に関する情報が掲載されています。

▼県:認知症を知るページ
(<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/ninchi/index.html>)

妊産婦の 医療福祉費(マル福)制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

妊産婦マル福制度とは、
町に住所があり、各種健康保険に加入している妊産婦の人で、所得が基準額未満(下表参照)の人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。なお、妊婦健診などの保険診療以外のものや入院時の食事代(標準負担額)は、マル福の助成対象となりません。

※柔道整復師などによる各種健康保険の適用となる施術も含まれます

■手続き方法

▼本人確認書類(運転免許証等) ▼母子健康手帳 ▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可) ▼印鑑 ▼妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの(預金通帳など) ▼転入した人は、本人および配偶者等それぞれの住民税課税証明書等(※) — を持参し、国保年金課窓口へ申請してください。該当となる場合には受給者証を交付します

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものが必要と

なります(源泉徴収票は不可)。また、母子健康手帳の交付日によって必要な年度が異なりますので、担当係までお問い合わせください

■医療機関等へのかかり方

▼県内の産婦人科の医療機関等を受診する場合: 健康保険証と受給者証を提示し、マル福の自己負担金を支払ってください

妊娠の継続と安全な出産のため、産婦人科以外の診療科等での検査・診断・治療を要する場合は、産婦人科医療機関からの紹介があれば受給者証を使用できます

●マル福の自己負担金: 医療機関ごとに

▼外来 1日600円、月2日1200円まで
▼入院 1日3000円、月3000円まで
▼保険薬局での調剤は自己負担なし

▼県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合: 受給者証は、県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合、一部負担金(3割)のため、一部負担金(3割)

▼妊産婦マル福の所得基準額

扶養親族数	本人および配偶者の所得(それぞれの所得は合算しません)	扶養義務者(左記以外の人)
0人	622万円	1,000万円
1人	660万円	
2人	698万円	
3人以上	※扶養親族1人ごとに38万円加算	
所得から控除されるもの	8万円定額控除(社会保険料相当額)・医療費控除など	青色白色専従者控除・譲渡所得特別控除

を支払った後、▼受給者証
▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可) ▼領収書(原本に受診者の氏名・診療点数の記載のあるもの。コピー不可) ▼診療明細書または調剤明細書 ▼印鑑 ▼必要に応じて健康保険組合等からの療養費給付証明書または療養費支給決定通知書等 — を持参し、国保年金課窓口で医療福祉費の支給の申請をしてください。後日、お支払い

■利用できる期間

母子健康手帳の交付月の初日から出産月の翌月末日まで
▼申請手続きが遅れた場合は申請した月の初日からマル福に該当となります。そのため、母子健康手帳を交付されたときは、お早めにマル福の申請手続きを行ってください

年金を受ける時はお忘れなく

老齢基礎年金の裁定請求手続き

年金は、受けられる資格（10年以上の資格期間）があっても自動的に支払われるものではなく、自分で年金を受けるための手続き（裁定請求）をしなければなりません。この手続きは、加入していた年金の種類によって請求書の提出先が異なりますので、ご注意ください（下表参照）。

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

●年金ごとの請求書提出先

加入年金制度		請求書提出先
国民年金	第1号被保険者期間のみ	国保年金課
	第3号被保険者期間がある	土浦年金事務所
厚生年金のみ		土浦年金事務所
共済年金のみ		加入していた共済組合
国民年金基金・厚生年金基金		それぞれ 加入していた基金

厚生年金受給者は

国民年金の老齢基礎年金の裁定手続きは、65歳の誕生日前に年金機構から送付される年金請求書（既に厚生年金を受給している人は裁定請求書）を返送する事で請求手続きとなります

●特別支給の老齢厚生（退職共済）年金受給者は、65歳になる誕生日（1月生まれ）の

●2つ以上の制度に加入していた場合の請求書提出先

加入年金制度		請求書提出先
国民年金と 厚生年金	最終が国民年金	土浦年金事務所
	最終が厚生年金	
国民年金と共済組合		土浦年金事務所 および加入していた 共済組合
厚生年金と 共済組合	最終が厚生年金	
	最終が共済組合	
国民年金と 厚生年金と 共済組合	最終が厚生年金	
	最終が国民年金または 共済組合	

繰上げ請求・繰下げ請求

人は前月）に、日本年金機構から『裁定請求書』（はがき）が送付されますので、そのはがきを返送することで老齢基礎年金の請求となります

●老齢基礎年金は、60～64歳の間に期間を繰上げ請求することができ（65歳で請求した時に支給

される額から一定率で生涯減額支給）。また、66歳～70歳の間に期間を繰下げて請求することもできます（65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯増額支給）

※裁定請求する際の添付書類は請求者ごとに異なりますので事前に問い合わせてください

手続き方法等について、詳細は左記にお問い合わせください

▼町国保年金課 ☎888-1111 (136・137)
▼土浦年金事務所お客様相談室 ☎825-1170

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金制度は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、令和元年10月1日に施行されました。受け取りには請求書の提出が必要です

●対象となる人（それぞれの年金受給者のうち左記の要件をすべて満たす人）

▼老齢基礎年金受給者の場合
① 65歳以上である
② 世帯全員の市町村民税が非課税

③ 年金収入額とその他所得額が約88万円以下
▼障害基礎年金・遺族基礎年金受給者の場合

① 前年の所得額が約462万円以下

■該当の人は申請手続きを

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場年金窓口で請求手続きをしてください。いままでは受給していなかった人でも世帯構成の変更（世帯分離、ご家族の転出等）によって新たに条件を満たした人も請求手続きができます

『年金生活者支援給付金制度』について、詳細は左記にお問い合わせください
▼給付金ダイヤル ☎0570-051165
▼土浦年金事務所お客様相談室 ☎825-1170

特定保健指導で あなたの生活習慣改善を 応援します!!

健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）☎888-2940

特定健診はメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診です。健診の結果から、生活習慣改善の必要度に応じて『特定保健指導』を受け、早期に生活習慣病予防に取り組みましょう。

町国民健康保険加入者で今年度人間ドックや医療機関、集団健診等で特定健診を受け、特定保健指導の対象となった人には、後日ご案内が郵送されます。（集団健診を受けた場合は、健診当日に面談や講座のご案内をさせていただきます。）いつまでも若々しく健康的な生活を送るために、特定保健指導を受けましょう！

■メタボリックシンドロームとは？

内臓まわりに脂肪が過剰に蓄積されて、からだに対していろいろな悪影響を及ぼし、生活習慣病にかかりやすくなった状態をいいます。そのままにしていると、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳血管疾患などの命にかかわる病気を引き起こす危険を高めます。

■特定保健指導はメタボ解消のチャンスです！

メタボリックシンドロームを解消するには、食事や運動などの生活習慣を改善し、内臓脂肪を減らしていくことが大切です。

特定保健指導では、食事や運動に関して専門スタッフ（保健師や栄養士）が、あなたと一緒に無理なく実践できる方法を考えてサポートします。

■特定保健指導を受けると…

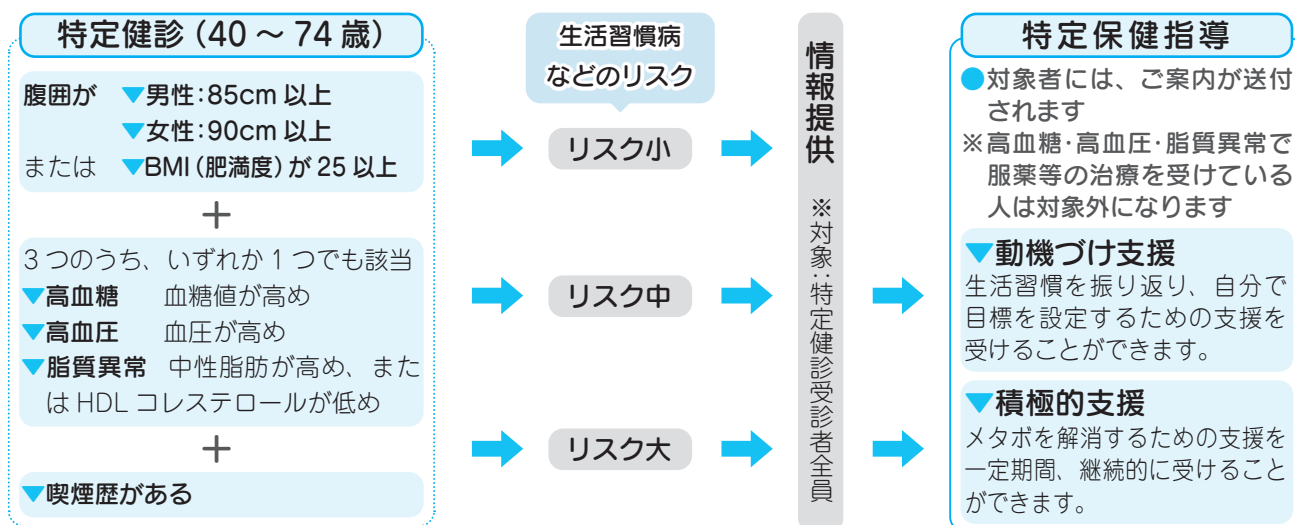
自分にあった
目標が見つかる

生活習慣改善の
コツがつかめる

太りにくい生活習慣を
無理なく続けられる



特定健診・特定保健指導の流れ



※ BMI とは肥満度を判定する指数です。BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) で計算できます

特定健診と特定保健指導は、加入している医療保険者が実施することになっています。町国保以外にご加入の人は、各医療保険者にお問い合わせください。

9月は健康増進普及月間 (循環器疾患予防月間)です

健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内) ☎888-2940

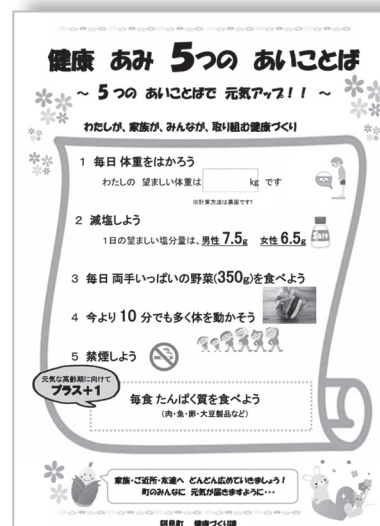
生活習慣を見つめ直してみませんか？

国では、糖尿病・がん・心疾患・脳卒中などの生活習慣病が増加していることから、9月を「健康増進普及月間(循環器疾患予防月間)」と定めています。

町では、死亡原因の第1位が悪性新生物(がん)、第2位が心疾患、第3位が老衰、第4位が脳卒中です。

生活習慣病が死亡原因の上位となっていることがわかります。

「健康あみ5つのあいことば」は、生活習慣病予防のために必要な5項目となっています。どなたでもすぐに意識できることなので、この機会に、ご自身とご家族の生活習慣を見つめ直してみたいはいかがでしょうか。



加熱式たばこも有害です

たばこに含まれる有害物質を吸うことにより、**発がん率の上昇や呼吸器疾患、生活習慣病の発症**などのリスクが高まります。

また、煙の出ない加熱式たばこは、害がないと誤解し、子どものそばで吸ってしまう危険性があります。加熱式たばこの主流煙には発がん物質を含みます。紙巻きたばこより加熱式たばこのカートリッジは小さく誤飲事故が多発しています。子どもをたばこの害から守りましょう。

■受動喫煙による子どもへの影響

- ▼中耳炎 ▼気管支ぜんそく ▼呼吸機能の低下 ▼小児がん ▼言語能力の低下
- ▼落ち着きのなさ ▼身体発育の低下



9月24日～30日は『結核予防週間』です

結核は、結核菌によって主に肺に炎症が起こる病気です。日本でも、いまだに年間約18,000人もの人が新たな結核患者となり、約2,000人の方が亡くなっている現状にあり、日本の重大な感染症です。結核は、最初は風邪に似た症状で始まりますが、次にあてはまる場合は早めに受診しましょう。

▼タンがからむ咳が2週間以上続いている ▼微熱・体のだるさが2週間以上続いている

高齢者の場合は上記の症状が出ないことがあります。年に一度は健診を受けましょう。

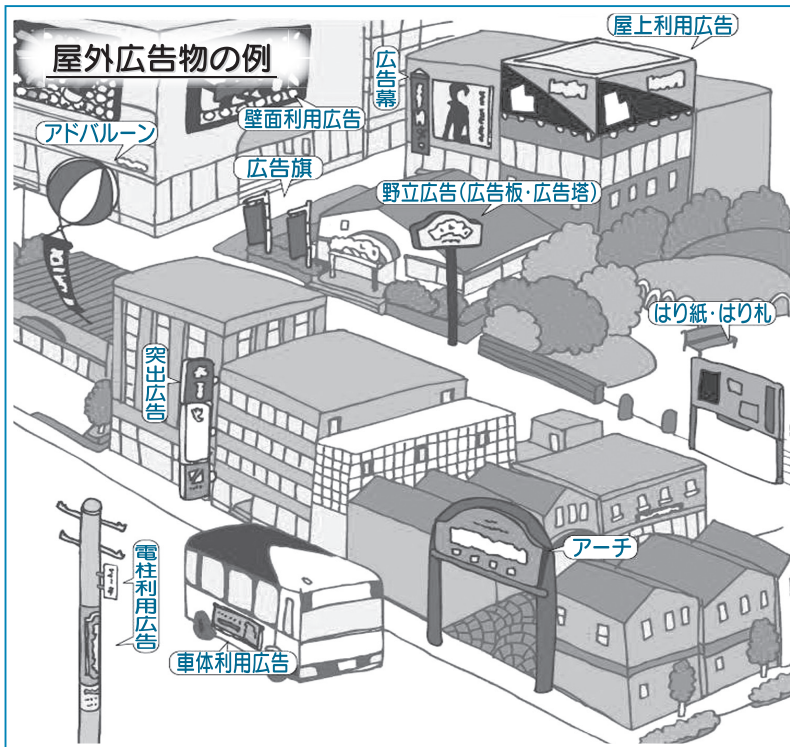
また、適度な運動・バランスの良い食事・十分な睡眠を心がけ、予防に努めましょう。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201509/3.html> (政府広報オンライン)

屋外広告物の表示には 許可が必要です！

～まちの良好な景観のために～

都市計画課計画係 ☎888-1111 (231)



屋外広告物とは？

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板などをいいます。
具体的には次のようなものがあります。

- ▼ 屋上利用広告
- ▼ 広告幕
- ▼ 野立広告(広告板・広告塔)
- ▼ 壁面利用広告
- ▼ 広告旗
- ▼ アドバルーン
- ▼ はり紙・はり札
- ▼ アーチ
- ▼ 突出広告
- ▼ 車体利用広告
- ▼ 電柱利用広告

屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物の許可手続

屋外広告物を表示するときは、原則として町長の許可が必要です。また、広告物の表示内容を変更したり、広告物を改造したりする場合にも許可が必要です。

● 許可申請に必要な書類

- ▼ 許可申請書
- ▼ 広告物の仕様書・設計図
- ▼ 設置場所付近の見取図・カラー写真
- ▼ 管理者の資格証明書等
- ▼ 許可手数料

※屋外広告物を表示しようとする日の30日前までに許可申請が必要です

● そのほかの手続

屋外広告物の許可申請手続と併せて、他法令に基づく許可などが必要な場合があります。

- ▼ 他人の土地・物件等に表示する場合：所有者や管理者などの同意
- ▼ 工作物の高さが4mを超える場合：工作物の確認(建築基準法)
- ▼ 道路に表示する場合：道路

- 占用の許可(道路法)、道路使用の許可(道路交通法)
- ▼ 農地に表示する場合：農地転用許可(農地法) — など

● 許可期間

屋外広告物は、種類により許可期間が定められています。

- ▼ はり札・電柱巻立広告等：1年以内
- ▼ 広告板、広告塔、照明広告、電光ニュース・ビジュアルボード、近隣店舗等案内広告等：3年以内 — など

※屋外広告物の適正な表示の確保や広告物による事故防止のため、これらの広告物の表示には管理者を定めることが必要です(管理者になれる人：屋外広告業の登録を受けた人・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者など)

● 許可手数料

- ▼ 広告板：1枚につき3平方メートルごとに750円
- ▼ 照明広告：1基につき3平方メートルごとに800円
- ▼ 近隣店舗等案内広告：1枚につき2平方メートルごとに800円 — など

■屋外広告物の更新手続

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、許可期限の2週間前までに更新手続きが必要です。

●更新許可申請に必要な書類

- ▼更新許可申請書
- ▼広告物自己点検書
- ▼広告物等のカラー写真(3か月以内に撮影したもの)
- ▼許可手数料

■屋外広告物に対する規制

県屋外広告物条例では、
①良好な景観の形成②風致の維持③公衆に対する危害の防止—これらの目的から、屋外広告物に対して規制を行っています。

●禁止物件

次に掲げる物件には、原則として屋外広告物を表示することができません

- ▼電柱・街灯柱(はり紙・はり札・立看板などの表示を禁止)
- ▼街路樹
- ▼信号機
- ▼道路標識
- ▼ガードレール
- ▼歩道橋
- ▼道路の分離帯
- ▼カーブミラー

パーキングメーター▼郵便ポスト・よう壁道路の路面—など

●禁止地域

美しい自然景観や良好な街並み・特に良好な景観の形成や風致の維持が必要な地域・屋外広告物を表示することが好ましくない場所などを禁止地域に定めています。

- ▼第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域
- ▼道路・鉄道などから展望できる地域で、敷地境界から一定の区域①首都圏中央連

絡自動車道:500m以内

②東日本旅客鉄道:100m以内、国道125号:50m以内、県道:5m以内

(ただし、第一種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域は禁止地域から除外、電柱利用

広告は許可を受けて表示可)③信号機または道路標識から半径10m以内の区域—など

●適用除外

私たちの社会生活を営むうえで最小限必要な広告物など

については、規制のうち一定の事項を適用しないとする、『適用除外』を定めています。

▼自家広告物:自己の氏名・店名・事業内容などを、自己の住所・事業所・営業所などに表示する広告物で、広告物の合計面積が、禁止地域の場合5㎡以下、許可地域の場合10㎡以下のものは許可が不要

▼近隣店舗等案内広告:店舗等が主要な道路に面していない等、案内広告の設置がやむを得ないと認められる広告物で、店舗から半径10km以内の範囲、かつ、信号および道路標識から5m以上離す等の基準を満たすものは、禁止地域でも許可を受けて表示が可能—など

■屋外広告物の適正な表示のために

■広告主・土地所有者などの責務

屋外広告物の広告主・土地の所有者には、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理に努めることが求められています。

■違反に対する措置・罰則

条例または規則に違反する屋外広告物(違反広告物)を表示すると、勧告・公表・是正命令などの措置を受けます。

●簡易除却

違反広告物のうち簡易なもの(はり紙・はり札・立看板・広告旗)は、町が直接除却を行うことができます。

●罰則

▼登録を受けずに屋外広告物を営んだときなど:懲役刑(最高2年)または罰金刑(最高100万円)

▼禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき、違反に対する措置命令に従わなかったときなど:罰金刑(最高100万円)

許可申請書等は町ホームページからダウンロードできます。

▼ホームページ

<http://www.town.ami.lg.jp/0000000994.html>

消費者コーナー

『くらしの注意報！ ～安全で快適なくらしのために～』

2 年度・第2 回

消費者問題のご相談は、
お気軽に下記まで！



9 月は『高齢者向け悪質商法・二重電話詐欺被害防止キャンペーン月間』です

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪徳商法等に関する相談が消費生活センターに寄せられました。どんな内容なのか、事例と対処法を紹介します。

送りつけ商法『身に覚えのない商品が送られてきた』

●ケース

自宅のポストに封筒に入ったマスクが届いた。他には何も入っていない。海外から送られたもので、自分は注文した覚えはない。

●対処法

- ▼請求書もなく、事前に連絡がなかったなら売買契約は成立していません
- ▼お金は支払わない、事業者連絡する必要はありません
- ▼商品が送られてから、14 日間の経過した時は自由に処分して構いません
(商品が届いた際、スマホ等で写真を撮り証拠として残すといいいでしょう)



電話勧誘『電気の契約切り替えトラブル』

●ケース

知らない事業者から電話があり、「今より電気料金が安くなる。検針票を見てほしい。」と言われ、聞かれるがまま検針票の内容を伝えた。数日後、封書が届き電気契約の切り替えの書類だった。先日の電話で契約をしたことになっていた。



消費者庁イラスト集より▲

●対処法

- ▼電力の小売全面自由化により、電話勧誘による電気の切り替えに関するトラブルが増えています
- ▼電力会社等からの電話勧誘を受けたら、事業者名や内容をよく確認して、不要なら断りましょう
- ▼切り替えに必要な情報は、現在契約している会社が発行する検針票に記載されています。安易に伝えないようにしましょう

問い合わせ：

▼町消費生活センター ☎888-1871 (ファクシミリ兼用 / 月～金曜日の午前
9 時～午後 4 時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン ☎188 へ)
ホームページ (http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/21-7-0-0-0_1.html)



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

『“赤トンボ”と霞ヶ浦海軍航空隊』

大正から昭和初期にかけて、現在の茨城大学農学部、県立医療大学一帯にあった霞ヶ浦海軍航空隊では、予科練を卒業して「飛行練習生」となった生徒たちの飛行訓練が行われていました。彼らが最初に搭乗するのが「九三式中間練習機」です。目立つようにオレンジ色に塗装された布張りの機体で、馬力はないけれど安定した飛行ができるため操縦の練習にはもってこいの飛行機でした。

羽根が2枚ついた複葉機で、飛んでいる姿が似ていたためか“赤トンボ”の愛称で親しまれました。

陸上から飛び立つタイプと水上から飛び立つタイプの2種類があり、それぞれ霞ヶ浦海軍航空隊と土浦海軍航空隊(現在の陸上自衛隊武器学校一帯)に配備されていたので、当時の町の人たちはどちらの姿も目にしていたことと思います。



この練習機のモデルとなったのは、1921(大正10)年に霞ヶ浦飛行場で行われた英国航空教官団による講習のために運ばれたイギリスの傑作練習機「アヴロ 504」です。旧日本海軍はこれを基に研究を進め、九三式中間練習機を生み出しました。

当機が制式採用された1933(昭和8)年度は、神武天皇を紀元とする「皇紀」2593年にあたるため、名称に年号の末尾「九三」がついています。また、性能的には、昭和初期に使用していた初歩的な練習機と実戦に参加する実用機の間くらいだということで、名称に“中間”とつけられました。わかりやすく言えば、皇紀2593年に海軍デビューした中くらいのスペックの練習用飛行機、ということになるでしょうか。

全長約8m、全幅約10m、重さ1tの機体で、最高速度は時速213km、約300馬力と、採用当初は実用機訓練の前段階の練習機として申し分ない性能でしたが、太平洋戦争開戦時になると戦闘機の技術開発が進み、逆に初歩的な練習機としての位置づけになりました。そうして、年々増加する搭乗員の卵たちの訓練に使われ、終戦までに5,589機が生産されました。

時代を通じてほとんどの搭乗員教育にかかわってきた九三式中間練習機でしたが、大戦末期には残念ながら特攻兵器としても使用されました。出撃した航空機の多くが約2,000馬力のところ、その6分の一程度の馬力しかなく、しかも250kgの爆弾を抱えてやっと離陸できるという状態の練習機での特攻作戦に従事した隊員の大多数が予科練出身のパイロットであり、圧倒的に不利な条件の中でも戦果を挙げたという事実、深くこうべを垂れ、手を合わせたくります。

九三式中間練習機がたどった軌跡は、予科練生たちと相通じるところが多くあります。皆さんも、もしどこかで赤トンボを見かけたら、ぜひ予科練生や当時の町の状況に思いを馳せてみてください。

戦後75年交流企画『7つのテーマで知るシベリア抑留 平和祈念展示資料館所蔵資料展』開催

▼日時:10月4日(日)まで開催中 ※午前9時から午後5時(最終入館は午後4時30分)

▼場所:予科練平和記念館 20世紀ホール ※入場料は予科練平和記念館観覧料に含まれます

お知らせ
e-TAX(国税電子申告・納税システム)で確定申告を!

所得税の確定申告書の提出を紙ではなく、e-TAXによる電子データで提出すること、国税、地方税の事務経費削減、省力化に繋がることから、自宅等からe-TAXでの確定申告書の提出にご協力をお願いします。

▼e-TAXの簡便化

e-TAXを利用するには、これまでの個人番号(マイナンバー)カードおよびICカードリーダーが必要。マイナンバーカード方式に加え、平成31年1月から、個人番号カードが不要である「ID・パスワード方式」の運用も開始され、e-TAXの利用が簡便化されました。

▼マイナンバーカード方式

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由またはe-TAXホームページなどからe-TAXへログインするだけで、より簡単にe-TAXの利用を開始し、申告等データの送信を行うことが可能です。

※事前に個人番号(マイナンバー)カードおよびICカードリーダーを準備する必要があります。

▼ID・パスワード方式

「ID・パスワード方式」の届

出完了通知に記載されたe-TAX用のID・パスワードを利用して、パソコンやスマートフォンを用いて、「確定申告書等作成コーナー」からe-TAXを行う方法です。

「ID・パスワード方式」の出完了通知の発行は、税務署で税務職員と対面による本人確認を行ったうえで発行しますので、運転免許証などの本人確認書類をご用意のうえ、税務署にお越しください。なお、e-TAX用のID・パスワードをご利用いただくためには、令和2年12月頃までに取得をお願いします。

※これまでに町役場の申告会場、確定申告を行う際に登録したID・パスワードは、e-TAX用のID・パスワードには利用できませんので、税務署で再度登録をお願いします。

※個人番号(マイナンバー)カードおよびICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応です。

※すでに「マイナンバーカード方式」でe-TAXを利用している人も、今回登録いただくことで「ID・パスワード方式」を利用することができます。

●確定申告の方法

自宅等からパソコンやスマートフォンを用いて、インターネットで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、e-TAXで確定申告書を作成し送信してください。源泉徴収票などの添付書類は提出不要です。申告書の控えはPDF形式で保存できます。(プリンターは必須ではありません)

☎ 竜ヶ崎税務署 0297-6611303 (自動音声案内) ▼ 町税務課 08881111 (151152156)

町体育協会から

募集 町秋季テニス大会(男女ダブルス)参加者募集

▼期日 10月18日(日) ※予備日 11月1日(日)

▼場所 総合運動公園・県立医療大学テニスコート

▼募集人数 ▼一般の部(男子32組・女子16組) ▼シニアの部(男子・女子各16組) (男子・女子とも55歳以上) ※定員で締切

▼参加料 1組2000円(当日お支払いください)

▼申込期間 9月1日(火)～25日(金)まで ※町外在住者は9月7日(月)から受付

▼申込方法 メールで左記に申し込む ※ファクシミリによる申し込みは不可

▼その他 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催が中止になる場合があります

町体育協会テニス部代表加藤 080-5084-0781
E mansei99@com.home.ne.jp
HP https://ami-tennis.sakura.ne.jp

お知らせ
陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」

ヘリコプター2～3機による標記訓練を行います。

▼日時 9月14日(月)～17日(木)、24日(木)、29日(火)～30日(水)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 ☎ 84211211 (3424)

募集 放送大学生徒募集(2学期生)

放送大学では、令和2年度第2学期生(10月入学)の学生を募集しています。

募集の詳細や、資料の請求(無料)は左記へお問い合わせください。

▼募集人数 9月15日(火)まで
☎ 029122810683
放送大学茨城学習センター

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり **住まいのことなら 美都住建へ**

【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○手摺対付、バリアフリー

～健康・快適住宅～
抗酸化工法の家
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

建築業知事免許(般-29)第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【陶板浴和】阿見町中央1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら **LIXILリフォームショップ**

茨城県知事免許(5)第5548号

有限会社 美都ツ和

＜住まいの相談室＞
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

＜不動産のご相談＞
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央1-5-32
TEL.029-891-2200

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記二次元
コードを読み取り、専用サイトに
アクセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

行政相談

日 時 9月3日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階306会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分
※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場 所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期 日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時 間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所

☎ 841-1167

健康づくり課

☎ 888-2940

福祉センターまほろば

☎ 887-3969

地域子育て支援センター

☎ 891-2772

阿見消防署

☎ 887-0119

火災情報案内

☎ 0297-64-0119

上下水道課

☎ 889-5151

霞クリーンセンター

☎ 889-0091

中央公民館

☎ 888-2526

君原公民館

☎ 889-1363

かすみ公民館

☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター

☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター

☎ 840-2761

図書館

☎ 887-6331

予科練平和記念館

☎ 891-3344

総合運動公園

☎ 889-2788

教育相談センター

☎ 888-1225

町民活動センター

☎ 888-2051

町男女共同参画センター

☎ 896-3181

消費生活センター

☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・

定例相談等のテレホンサー

ビス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,854人 (+ 37) ▽8月1日現在
- 男 性 23,749人 (+ 24) ▽常住人口ベース
- 女 性 24,105人 (+ 13) ▽()内は前月比
- 世帯数 20,197世帯 (+ 46) ▽総務課調べ

9月の納税等

国民健康保険税(3期)
後期高齢者医療保険料(3期)
介護保険料(3期)

納期限 9月30日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

10月の納税等

町・県民税(3期)
国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(4期)
介護保険料(4期)

納期限 11月2日(月)

救急車出動状況 7月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急 病	104件(759)
出場件数 174件(1144)	交通事故	14件(96)
	一般負傷	30件(157)
※救急車の適正な利用をお願いします	そ の 他	26件(132)
	合 計	174件(1144)

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書広聴課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店